

PwCベトナムニュースブリーフ

グローバルミニマム課税ルールに関する決議草 <u>案について</u>







## 詳細

決議草案では、第2の柱のモデルルールに基づいてOECD が発行したガイダンスに沿って、(i) 適格 国内ミニマム課税(QDMTT)、(ii) 所得合算ルール(IIR)の2つの主要なルールが提案されています。 いずれのルールも、第2の柱のグローバルな実施の観点から、ベトナムの税収を保護することを目的

いずれのルールも、第2の柱のグローバルな実施の観点から、ベトナムの税収を保護することを目的としています。適格国内ミニマム課税では外国企業からの対内投資を対象としているのに対し、所得合算ルールの対象はベトナムの対外投資とされています。主な提案事項は以下を参照ください。

	適格国内ミニマム課税	所得合算ルール
対象となる納税者	外国最終親会社の連結財務諸表における総収入が、対象会計年度の直前の4会計年度のうち、少なくとも2会計年度において750百万ユーロを超える場合の多国籍企業のベトナム子会社。	ベトナム最終親会社またはベトナムに 所在する中間持株会社もしくは部分被 所有親会社(POPE)で、会計年度中の いずれかの時点で低税率の子会社を (直接または間接的に)所有しており、 かつ連結財務諸表における総収入 が、対象会計年度の直前の4会計年 度のうち少なくとも2会計年度において 750百万ユーロを超える会社。
算出方法	<ul> <li>対象となる納税者は、各会計年度の超過利益に、トップアップ税率(15%からベトナム内の全構成事業体のグループ実効税率を差し引いたもの)を乗じた税額を支払わなければなりません。</li> <li>ベトナムにおけるグローバル税源浸食対応(以下、GloBE)所得、超過利益および実効税率の計算は、利益あるいは損失に関わらず、OECDのGloBEルールに従って、すべての構成事業体を参照して決定されます。</li> <li>すべての構成事業体のGloBE所得が10百万未満であり、GloBE損益が赤字あるいは1百万ユーロ未満である場合は、適格国内ミニマム課税はゼロとなります。</li> </ul>	対象となる納税者は、会計年度に、低税率の構成事業体に割り当てられるトップアップ税を納付しなければならない。



## 適格国内ミニマム課税 所得合算ルール ベトナムでの 対象となる納税者は、会計年度終了後12ヶ月以内に適 対象となる納税者 納税申告義務 格国内ミニマム課税に基づく納税申告書を提出し、納税 は、会計年度末終了 する必要があります。 後15ヶ月以内に、所 多国籍企業がベトナムに複数の構成事業体を所有して 得合算ルールに基づ いる場合、その多国籍企業はベトナムで適格国内ミニマ く納税申告書を提出 ム課税を支払う企業を指名する必要があります。期限ま し、納税する必要が でに指名がなされない場合、ベトナム税務当局は、上記 あります。

の期限を過ぎてから30日以内に、当該多国籍企業のベトナム構成事業体を指名して納税義務を課すことになり

## PwCベトナムの視点

ます。

- 多国籍企業のベトナム子会社は、ベトナムで納税対象者となるかどうかを評価する必要があります。
- この決議案では、納税者が投資法に関連する優遇税制措置の保護を求める場合には、べトナム政府が当該納税者と協議すること、と定められています。
- 決議草案では、適格国内ミニマム課税および所得合算ルールに基づく納税申告書フォームがまだ示されていません。ベトナム当局は、OECDが最近発表したGloBE情報申告書についてのガイダンスとテンプレートを参考にする、と予測されています。
- この決議の施行日は2024年1月1日が提案されています。施行日までの期限は迫っていますが、対象となる納税者は、納税税申告期限までは1年の期間がありますので、税務ポジションに対する当該決議事項の影響を理解し、対応方針を検討することができます。



## お問い合わせ

本書は、一般的な情報提供のために作成されたものであり、専門的なアドバイスではございません。 詳細についてはお問い合わせ下さい。



今井 慎平 / Shimpei Imai ディレクター +84 90 175 5377 shimpei.imai@pwc.com



小暮 寛之 / Hiroyuki Kogure シニアマネージャー +84 32 543 6850 kogure.hiroyuki@pwc.com



塚本 裕之 / Hiroyuki Tsukamoto マネージャー +84 76 471 6470 tsukamoto.hiroyuki@pwc.com



www.pwc.com/vn





